表十三那須の項の次に次のように加え、吉野川流域の項中「上板町」の下に「、美馬郡」を加える。

多野藤岡	群馬県高崎市のうち旧吉井町及び旧新町の区域並びに藤岡市
みどり桐生	群馬県桐生市及びみどり市

表十五吉野川流域の項中「徳島市」の下に「、鳴門市」を加え、同表阿南の項中「阿南市」の下に「及び勝浦郡勝浦町」を加える。

表二十とやまの項中「黒部市」の下に「、砺波市、南砺市」を加える。

表二十一松本の項中「及び朝日村」を「、朝日村及び筑北村」に改める。

表二十六須崎の項中「及び」を「、四万十市」に改め、「四万十町」の下に「及び幡多郡黒潮町」を加える。

表二十七庄原の項中「広島県」の下に「府中市のうち旧上下町の区域、三次市のうち旧甲奴町の区域及び」を加え、徳島中部の項中「及び美馬市」を「、美馬市及び美馬郡」に改める。

表二十九北佐久の項の次に次のように加える。

諏訪	長野県茅野市並びに諏訪郡富士見町及び原村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表二十六須崎の項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第二百七十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十七年二月六日

農林水産大臣　西川　公也

表補助金等の予算科目の欄中「六　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」を「六　甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」に、「七　畜産・酪農競争力強化対策事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」を「七　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」に、「八　畜産クラスター全国推進事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」を「八　畜産クラスター全国推進事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」に改め、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を削り、「国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金」を「国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金（特定地域経営支援対策事業推進費補助金を除く。）」に、「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業推進費補助金を除く。）」を「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（稲作農業の体質強化緊急対策事業に係るものを除く。）」に改める。

○農林水産省告示第二百七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十七年二月六日

農林水産大臣　西川　公也

表補助金等の予算科目の欄中「四　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金」を「四　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金（配合飼料供給体制整備促進事業及び高収益型畜産体制構築事業に係るもの（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）に限る。）」に、「飼料自給率向上対策費補助金（飼料生産組織従事者技術向上に係るものを除く。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（飼料自給率向上対策費補助金に限る。）」に、「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費補助金及び直接支払推進事業費補助金に限る。）」を「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費補助金及び直接支払推進事業費補助金に限る。）」に改める。

○農林水産省告示第二百七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十七年二月六日

農林水産大臣　西川　公也

表補助金等の予算科目の欄中「五　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金」を「五　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金（配合飼料供給体制整備促進事業及び高収益型畜産体制構築事業に係るもの（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）に限る。）」に、「六　甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金（地域農業経営再開復興支援事業費を除く。）」を「六　甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金（地域農業経営再開復興支援事業費を除く。）に限る。）」に、「七　畜産・酪農競争力強化対策事業推進費補助金（稲作農業の体質強化緊急対策事業に限る。）」を「七　畜産・酪農競争力強化対策事業推進費補助金（稲作農業の体質強化緊急対策事業に限る。）」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を「国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金」に、「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（地域農業経営再開復興支援事業費を除く。）」を「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（地域農業経営再開復興支援事業費を除く。）」に、「林業・木材産業改善資金造成費補助金」を「林業・木材産業改善資金造成費補助金（森林整備加速化・林業再生事業費補助金」に、「森林整備・林業等振興推進交付金」を「森林整備・林業等振興推進交付金（森林整備加速化・林業再生整備交付金　森林整備加速化・林業再生推進交付金」に改める。